

〔ショートステイ利用料金について〕

1. 介護報酬単価（利用者負担額）

要介護度	1日当たりの負担額		
	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	529円	1,058円	1,587円
要支援2	656円	1,312円	1,968円
要介護1	704円	1,408円	2,112円
要介護2	772円	1,544円	2,316円
要介護3	847円	1,694円	2,541円
要介護4	918円	1,836円	2,754円
要介護5	987円	1,974円	2,961円

2. 介護給付サービス加算 該当する場合に加算されます。

サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位	緊急短期入所受入加算	90単位
送迎加算（片道につき）	184単位	生産性向上推進体制加算Ⅱ	10単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	14%		

※緊急短期入所受入加算は要介護者のみ

3. 食費及び滞在費

食費は1食当たり朝食405円・昼食520円・夕食520円ですが、所得に応じて次のとおり負担限度額が設定されます。※事前に手続きをしてください。

負担段階	滞在費（日額）	食費（日額）
第1段階	880円	300円
第2段階	880円	600円
第3段階①	1,370円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,300円
第4段階	2,066円	1,445円

1. 2. 3を合計したものが利用料となります。

※利用料金の一例

（例）要介護1で1泊2日利用（朝・昼・夕食各1回、送迎利用）、3段階①

合計5,921円【内訳：介護サービス分（704円×2日）

+送迎（368円）+滞在費（1,370円×2日）+食費（1,405円）】

介護保険制度、各種軽減制度（広尾町役場介護保険係でご確認ください。）

1 介護保険負担割合証（1～3割）：毎年8月に更新

2 介護保険負担限度額認定証：毎年8月に更新

短期入所サービスを利用する際の食費・居住費（滞在費）の費用は自己負担となりますが、申請により「負担限度額認定」を受けることで、食費・居住費（滞在費）が軽減されます。

本人、配偶者（別世帯の配偶者を含む）及び世帯全員が区市町村民税非課税であること、かつ、以下の利用者段階ごとに定められた収入・資産要件を満たすことです。

段階	本人の収入状況	預貯金等の基準額
第1段階	老齢福祉年金や生活保護を受給している	夫婦：2,000万円以下 単身：1,000万円以下
第2段階	年金収入等が80万円以下	夫婦：1,650万円以下 単身：650万円以下
第3段階（1）	年金収入等が80万円超120万円以下	夫婦：1,550万円以下 単身：550万円以下
第3段階（2）	年金収入等が120万円超	夫婦：1,500万円以下 単身：500万円以下
第4段階	上記以外	上記以外

3 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度：毎年8月に更新

■軽減の対象となる方

※下記①～⑥のすべてに該当する方または、生活保護を受給されている方

①	世帯全員（本人を含む）が、町民税非課税であること
②	世帯の前年中の収入金額が、150万円（世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり50万円を加算した金額）以下であること ※収入金額には、非課税年金や年金生活者支援給付金、雇用保険、在日外国人等福祉給付金、親族からの仕送り等、あらゆる収入を含みます。
③	世帯の現金・預貯金・有価証券・債権等の資産が、350万円（世帯員が2人以上の場合は、2人目から1人あたり100万円を加算した金額）以下であること
④	負担能力のある親族等に扶養されていないこと ※町民税の扶養親族になっている場合や、健康保険の被扶養者となっている場合は、負担能力のある親族等に扶養されていることになります。
⑤	世帯全員（本人を含む）が、自らの住まい等、日常生活に供する資産以外に住居や土地など、活用できる資産を所有していないこと
⑥	介護保険料を滞納していないこと

■軽減の内容

- ・「利用者負担額（1割負担分）」「食費・居住費の利用者負担額」の25%を減額【生活保護受給者の場合】
- ・「居住費の利用者負担額」の100%を減額